

成田市協働推進の基本指針



平成26年6月

成 田 市

はじめに

1. 協働の基本理念	2
(1) 協働とは	
(2) 協働の基本理念	
2. 協働が必要とされる背景	4
(1) 市民の要望の変化	
(2) 地域社会の変化	
(3) 公共の担い手の変化	
(4) 地方分権の本格化	
3. 成田市の現状と課題	9
4. 課題解決のための基本的方向	11
(1) 新しい公共の推進	
(2) 様々な主体との連携	
(3) 地域課題解決のための環境づくり	
5. 成田市の目指す協働のあり方	16
6. 協働を推進するための基本方針	17

はじめに

近年、わが国の地域を取り巻く状況を見ると、人口減少、少子高齢化や地域の活力の低下等の社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化など、様々な変化が生じています。また、市民の要望も地域社会の「量の充実」から「質の向上」を求めるように変化しつつあり、市民のまちづくりや市民参加への意識も高まり、まちづくりにおいても、地域活性化の視点から地域の特性に応じた活力ある持続可能なまちづくりが求められています。

従来、まちづくりは、行政が中心となって担ってきましたが、地域の特性に応じたまちづくりを実現するためには、地域住民と行政が協働してまちづくりを担っていく必要があります。そのような状況の中、市民と行政が相互に連携し地域課題の解決を目指していくことは、市民生活をより一層充実させる魅力あるまちづくりの実現に向け大きな可能性を秘めています。

成田市新総合計画では、「市民と行政が協働する効率的な自治体運営を行うこと」を施策推進の基本的方向とし、基本目標の1つとして「みんなが参加する地域社会をつくること」を掲げており、また、成田市総合5か年計画 2011 では、施策の方向として「市民との協働のまちづくりを推進する」こととしています。

既に成田市でも、いくつかの施策分野で、市民と行政との協働が始まっていますが、共通の理念や方向性が定まっていないことから、各施策における協働事業の実施状況にも隔たりが生じています。

このことから、市全体として協働を進めていくためには、協働についてどのように取り組むかについての基本的な考え方を明確にすることが必要になります。

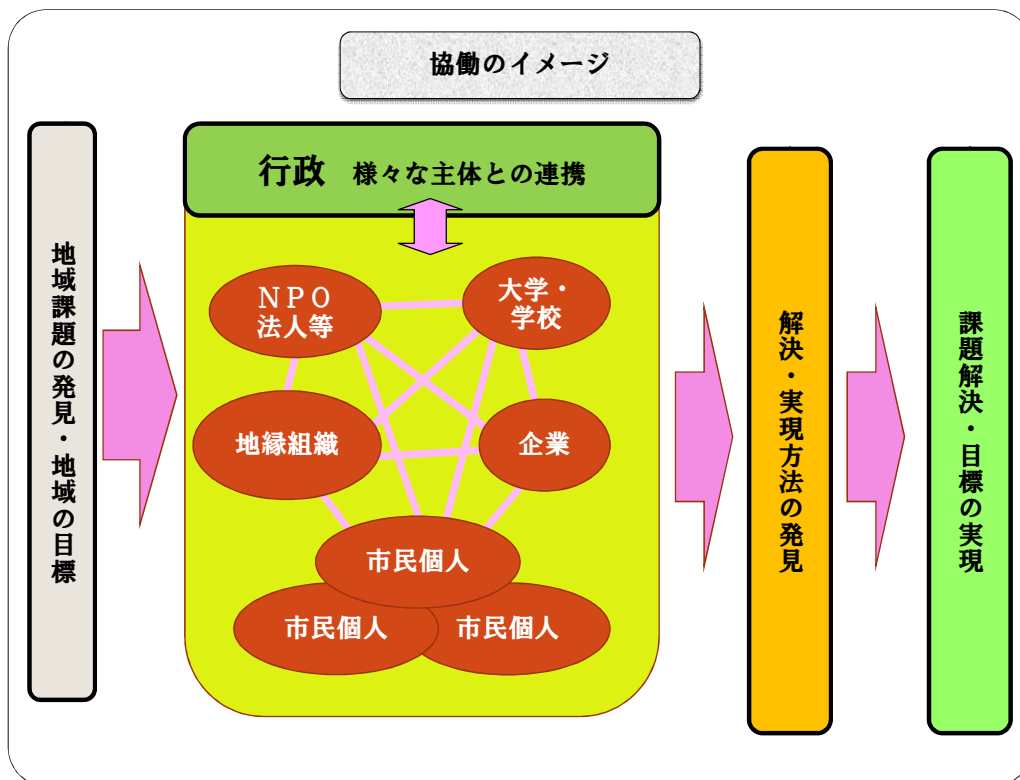
そこで、成田市における協働の理念や協働を進めていく上での基本的な方向性や方針を示すことにより、市民と行政が協働に対して共通の認識を持つことを目的として、ここに「成田市協働推進の基本指針」を策定するものです。

1.協働の基本理念

(1) 協働とは

この基本指針では、「協働」を次のように捉えます。

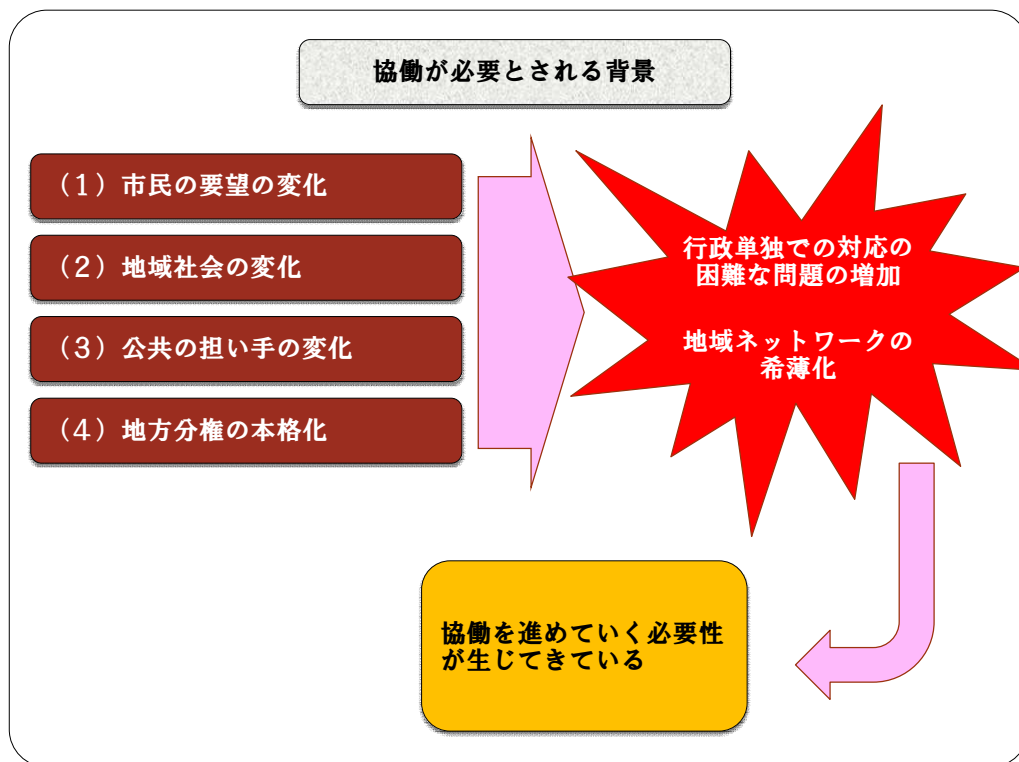
地域社会での共通の課題の解決や目標を実現するために、地縁組織や地域の活動団体、NPOなどの様々な「住民組織」と「行政」が相互の信頼と理解のもとに、ともに協力することをここでは「協働」とします。すなわち、協働とは市民と行政とのパートナーシップのことを言います。



(2) 協働の基本理念

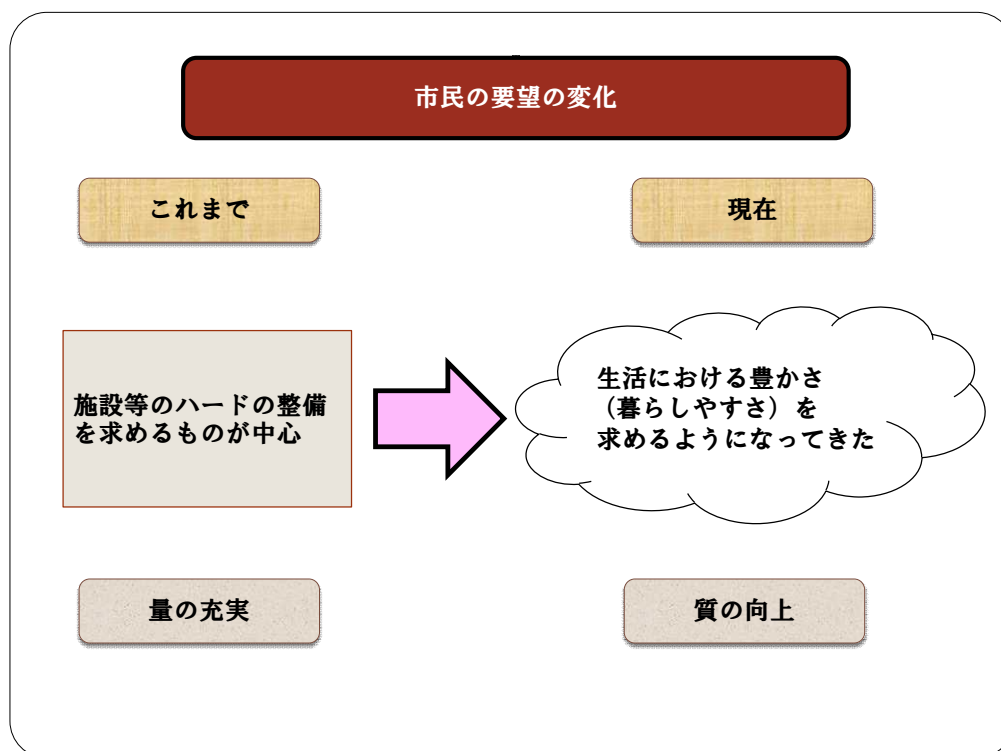
- ① 市民の生活がより一層充実するような地域社会の実現に向けて、市民と行政が互いに豊富な知識と創造力を生かし、連携を図り、推進する。
- ② 市民と行政の果たすべき役割を明確にし、より多様で質の高い公共サービスを提供することで、公共の福祉の向上を目指す。
- ③ 情報や目的を互いに共有し、様々な団体の特性を理解した上で、進めていく。

2.協働が必要とされる背景



市民の要望の変化、地域社会の変化、公共の担い手の変化、地方分権の本格化といった様々な要因から、協働を進めていく必要性が生じてきています。

(1) 市民の要望の変化

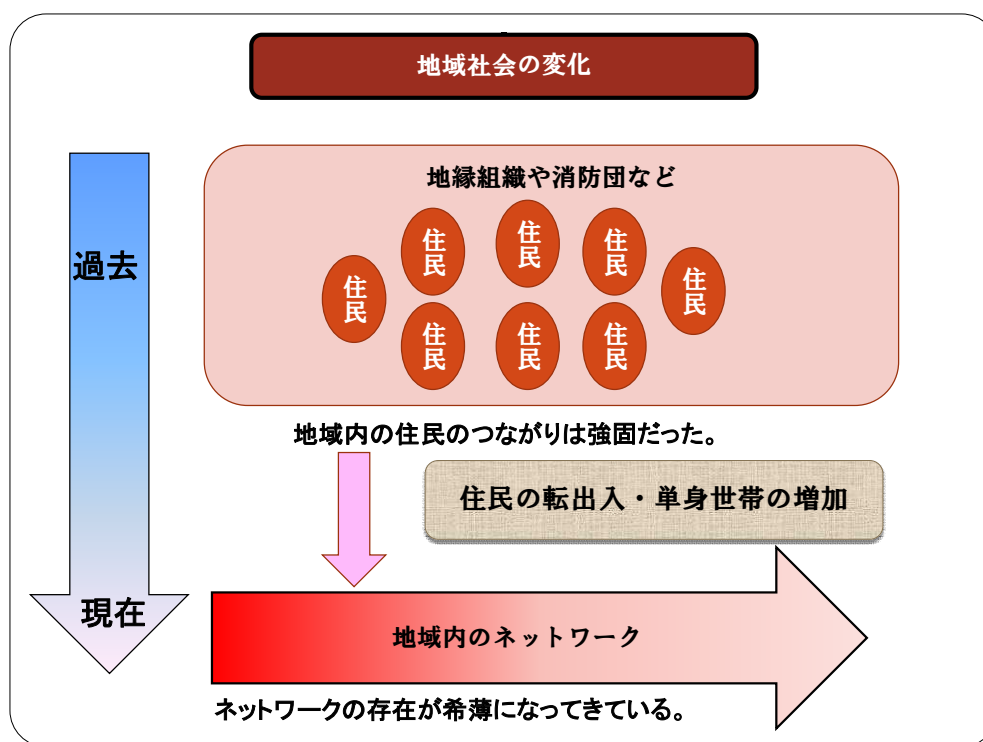


晩婚化、未婚化や少子化などの現象によって、多世代世帯や子どもが複数いる家庭から、そのほとんどが核家族や単身世帯、あるいは、共働きの世帯へと変容してきました。成田市でも2000年から2010年の10年間で65歳以上の老年人口割合が13.9パーセントから17.6パーセントに上昇し、1世帯当たりの人数も2.73人から2.44人へ減少しています。

家族構成、働き方やライフスタイルなどの変化により個人の価値観が多様化したことや、人口構造の変化による少子高齢社会の本格化により、市民の生活に関わる問題も多様化してきています。そのような中、市民の要望も地域生活の量の充実（施設等の整備など）を求めるものから質の向上（暮らしやすさ）を求めるものへと変化しつつあります。

そのため、市民と行政とが相互に協力する「新しい公共」の分野が増加していくことが予想されます。

(2) 地域社会の変化

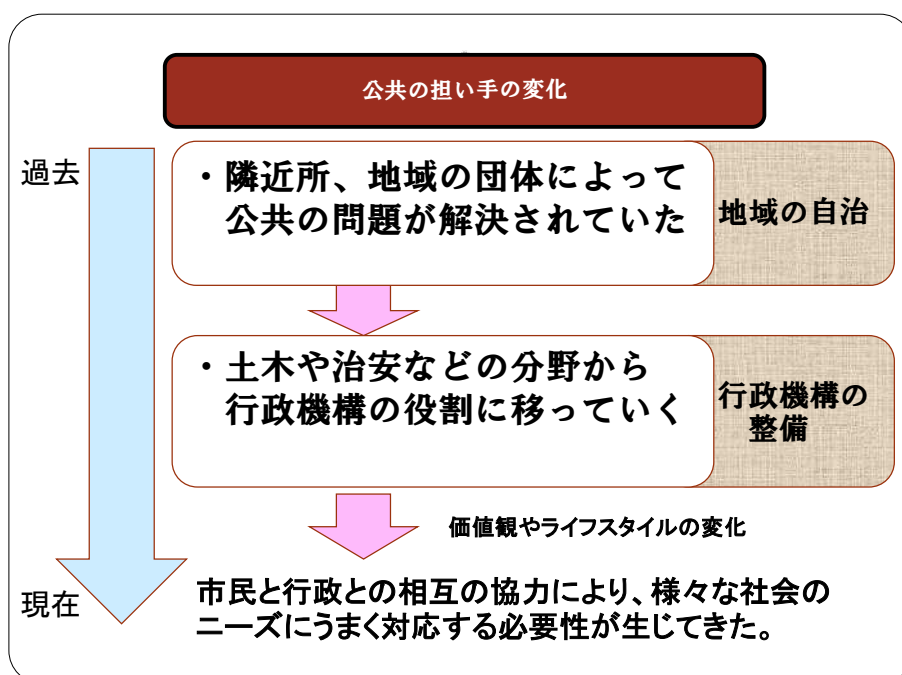


かつては地域社会に存在する地縁組織や消防団などに、多くの地域住民が加入していて、地域社会内の住民のつながりは極めて強固なものでした。

しかし、近年では住民の転出入や少子高齢化及び単身世帯の増加などから地縁組織への加入率の低下など、これまで身近な生活上の問題を相談したり、解決したりする中心的な存在であった近所関係などのネットワークの存在が希薄になってきています。

そのため、地域社会の活性化を図り地域内のネットワークを再構築することが必要になってきています。

(3) 公共の担い手の変化

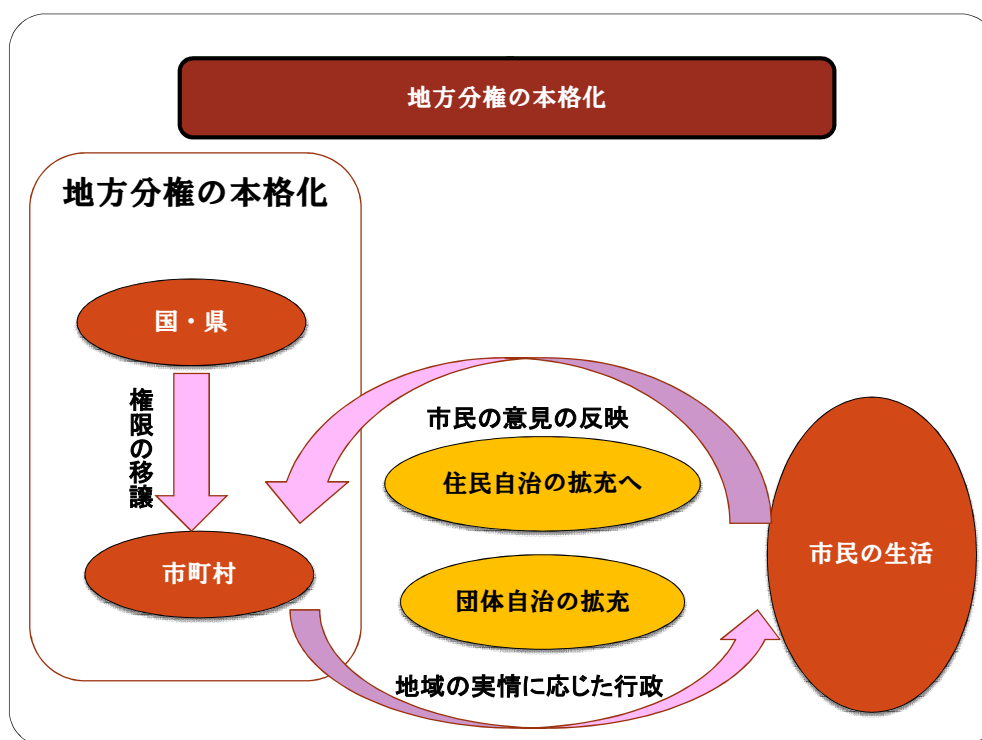


従来、市民の生活に関わる身近な問題、または公共の問題は市民が主体となり、その協力のもとに隣組や地域の団体により解決が図られていましたが、近年、土木や治安などの公共分野を行政機構が中心的に担うようになりました。

その結果、行政による積極的な地域社会への関与が、かえって市民の主体性を失わせた側面も否定できません。

価値観やライフスタイルの変化により、社会のニーズが多様化しつつある中、今後は、市民と行政との相互の協力により、様々な社会のニーズにうまく対応していく必要があります。

(4) 地方分権の本格化

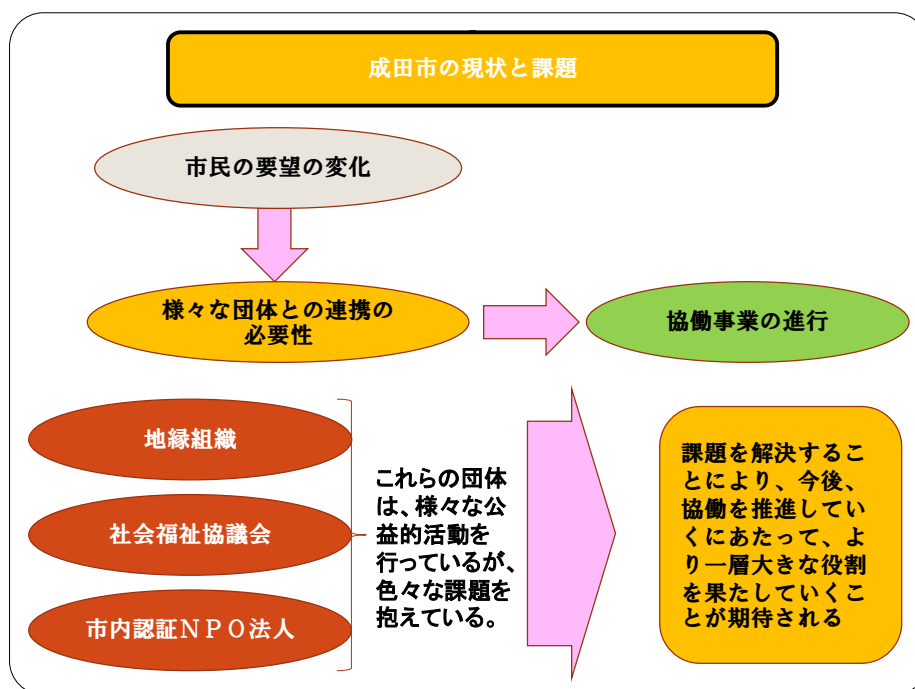


地方分権の本格化により、市町村の権限が拡大され市町村独自の判断で、地域の実情に応じた行政を行う「団体自治¹」が拡充されました。それに対応して、住民自らが自らの地域のことを考え自らの手で治めていく「住民自治²」の拡充が求められています。

1 「団体自治」：地方団体が国家から独立し、自主的権限によって、自らの事務を処理しようとするもの

2 「住民自治」：自治体の行う行政について、できるだけ広い範囲にわたって、地域住民の参加の機会を認め、住民自身の意思と責任・負担において当該団体の運営が行われること

3.成田市の現状と課題



市民の要望は変化しつつあり、行政が解決しようとするよりも様々な団体と連携した方が良い事案も増えてきており、現時点でも、緑地、公園、集会施設等の地縁組織による管理や、ボランティアの協力による絵本や紙芝居の読み聞かせなどの協働事業が進められています。

成田市内にある約300の地縁組織は、地域住民の親睦を図るだけでなく、防災、環境美化、住環境の改善、福祉の向上、安全・安心なまちづくりなど様々な活動の中心的な役割を担っています。市内世帯の約60パーセントが加入していますが、災害時などを考えるとこれは満足できる数値ではありません。未加入世帯に十分な情報が届かない可能性もあり、一層の充実が望まれます。

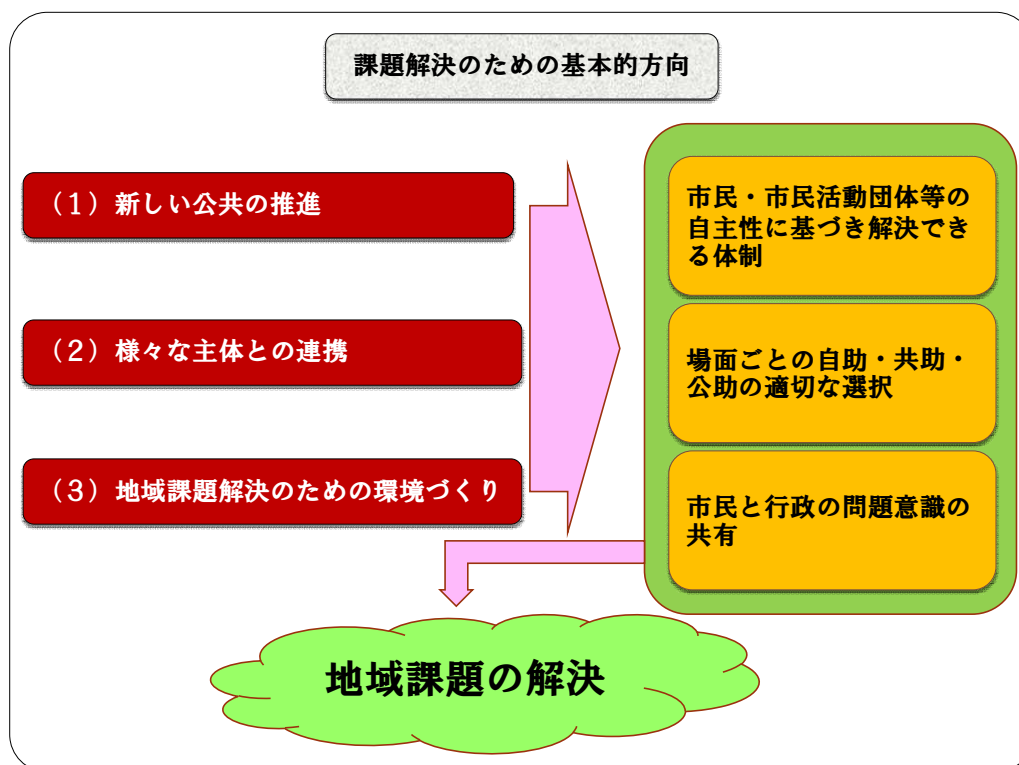
また、各地区社会福祉協議会では、地縁組織、民生委員・児童委員、各種機関など地域の協力を得ながら、地域に密着した福祉サービス事業を展開するなど、様々な活動をしています。その運営は、地域住民の参加と協力が基盤となっており、活動をより発展させていくためには、市民に活動を周知すること等により、参加、協力してくれる地域住民を増やしていく必要があります。

成田市内には、県の認証を受けているNPO法人が38団体あり、様々な分野にわたる公益的活動を行っています。しかし、団体間の横の繋がりはあまり

なく各団体単独の活動が中心になっており、複数の団体が連携を取って活動できれば、より広範囲にわたる活動が期待できます。

各団体が抱える課題を解決することで、協働を推進していくにあたって、より一層大きな役割を果たしていくことが期待されます。

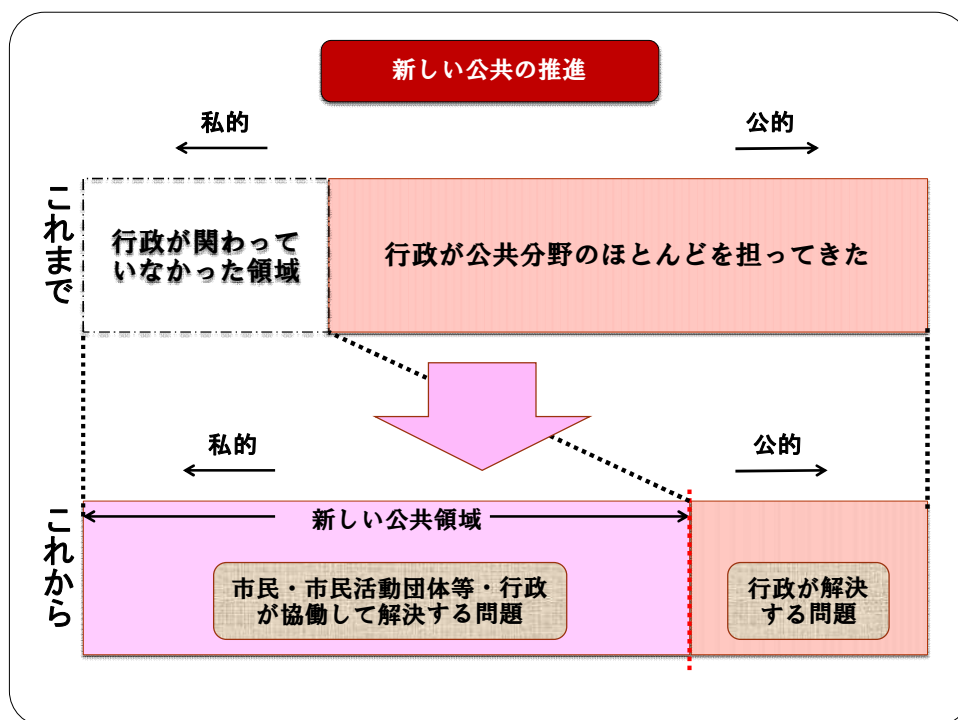
4.課題解決のための基本的方向



成田市は、地域課題の解決のために新しい公共³の推進、様々な主体との連携、地域課題解決のための環境づくりという3つの基本的方向性に基づいて、協働を推進していきます。

³「新しい公共」：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

(1) 新しい公共の推進



我が国に古くから存在した、地域における支え合いの社会は、近年その力を失いつつあります。

平成22年に政府が発表した「新しい公共」宣言においては、これまで「公共」イコール「官」という意識が強まったことによる中央政府への決定権や財源などの資源の集中を転換すべきであるとし、地域における支え合いの社会の必要性がうたわれています。

市民の価値観及びライフスタイルが多様化し、各個人、家庭や地域が抱える問題も様々であり、そういった問題を解決するためには、かつてのように市民一人ひとりが、お互いに支え合う社会でなければなりません。

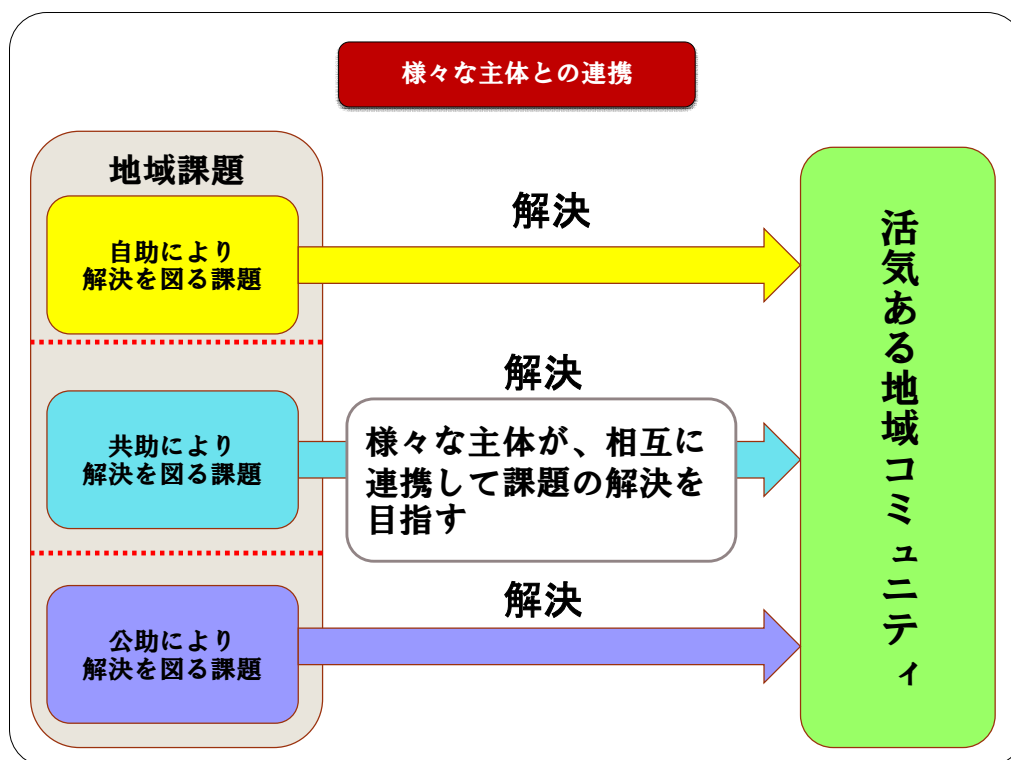
また、行政では実施できなかった領域を市民活動団体等との協働で担うことで、市民の生活が一層充実するような社会の実現が求められます。福祉や環境、防犯、防災など今日、地域に山積している課題は、地域の実情に即したきめ細かな対応や臨機応変な対応が求められ、そのためには、従来型の行政だけで担っていくのではなく、市民・市民活動団体等の自主性にに基づき解決できるような体制づくりが必要です。

特に防災の面では、平成 7 年の阪神・淡路大震災では災害発生直後、火災等が同時発生し、すべての災害現場に消防が駆けつけることは困難な状態になったことから、家屋の倒壊などによる閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助によるものはわずか 2 パーセントで、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民の協力により救出されました。また、平成 23 年の東日本大震災においては各地で組織された地域住民による自主防災組織が避難誘導、安否確認、被害状況の調査、避難所の運営、避難者への生活支援、復旧作業への協力など様々な場面で大きな役割を果たしました。

こうした事例は、日頃から行われている、防災訓練をはじめとする様々な活動が、地域住民の防災意識の向上や連携の強化へとつながった結果といえます。

このようなことから、地域住民の一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つことが重要となります。

(2) 様々な主体との連携



活気ある地域コミュニティをつくり上げるためには、市民と行政の間で解決できない分野や課題を、その解決に向けて様々な主体が相互に連携して取り組める環境づくりが必要になります。

地域課題の場面ごとに自助⁴・共助⁵・公助⁶の最も適切な方法を選び、また、それぞれ特性の異なる市民活動団体等が、場面ごとに協働して解決に向かうことができる方法を探らなければなりません。

自助・共助・公助の連携の下、活気ある地域コミュニティをつくり上げることにより、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めることができます。

4 「自助」：個人や家族など当事者が問題解決を図る。

5 「共助」：地域社会における様々な主体との連携により問題解決を図る。

6 「公助」：行政が問題解決を図る。

(3) 地域課題解決のための環境づくり

多様化した価値観やライフスタイルの混在により、市民の求める生活環境や支援の形態が従来と比べ拡大したことから、地域が抱える課題など市民ニーズへの新たな対応が求められています。

そうした市民ニーズに対しては、行政だけが担う公共では対応が困難といえます。地域や家庭の環境、家族構成や勤務の形態などで異なる市民のニーズにきめ細かく応えるためには、行政だけではなく、市民活動団体等、そして市民一人ひとりが主体的に課題解決に取り組める環境が必要です。

住民同士の目配りや支え合いができる地縁組織、多様で先駆的なサービスを柔軟かつ迅速に提供することができるNPO法人等、より専門的な知識や技術を持った大学や企業等、これら得意分野の異なる主体が行政と協力することにより、市民ニーズに即したきめ細やかなサービスの提供や地域の課題解決などが効果的に進められるようになります。そのためにも、各々が協力し、補完しあえる環境づくりが必要です。

また、そうした手段を準備するだけではなく、市の職員の各々が「協働」の感覚を持ち、行政の事業と市民の感覚にズレがないよう、多くの分野や場面において市民と行政が問題意識を共有しなければなりません。そして市民と行政の距離が近くなるよう、直接、個々人の意見を反映し、互いに協力して取り組める体制づくりを進めていきます。

このような環境を確保することで、市民が行政サービスの単なる受け手からどのようなサービスを得られるかを選択できるようになります。

5.成田市の目指す協働のあり方

市民活動団体等と行政が連携を図りながら、市民活動団体等の加入者の増加や地域内の住民のつながりの強化を図り、それにより地域社会の活性化を進めていきます。

地域社会が活性化され、地域内の住民のつながりが強化されることにより、自主防災組織の充実や地域住民内での声掛けなどの地域内での協働を進めやすい環境へとつながっていきます。

地域内での協働が推進されていく中で、地域内の住民は、自分たちの住む地域のまちづくりにより強く関わっていくこととなり、住民自治の確立へとつながっていきます。

6.協働を推進するための基本方針

成田市の目指す協働のあり方である、「地域住民の連携強化から発展していく住民自治の確立」を実現するためには、市民と行政との協働が重要となります。

そこで、協働を推進するために、ここに協働の活動基本方針を定めます。

協働の活動基本方針

地域社会の活性化

- ・ 地域コミュニティ活動を推進しながら、市民と行政が協力して、地域を活性化し、安全・安心なまちづくりを図ります。

情報共有の推進

- ・ 情報共有のできる場づくりを推進し、市民と行政との連携を図ります。

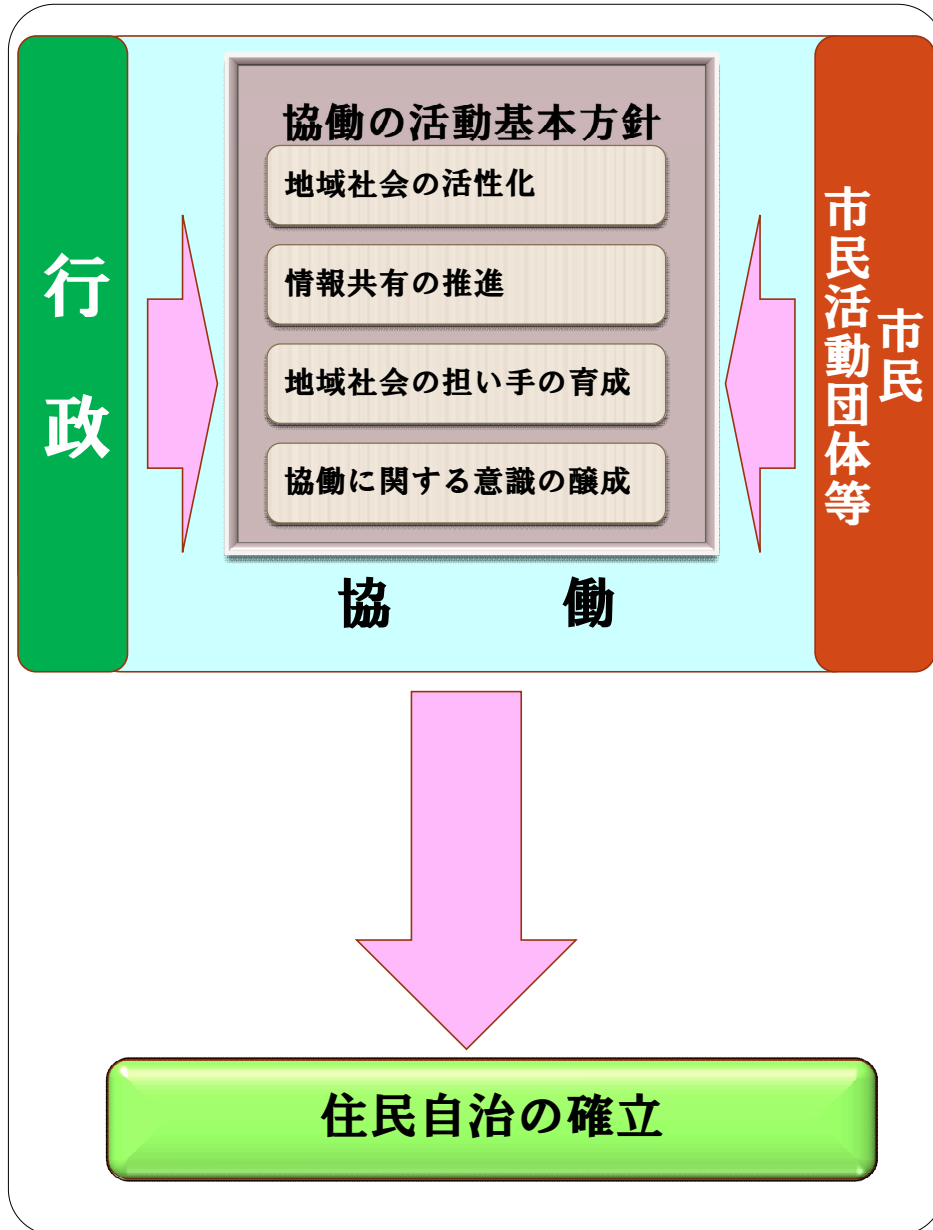
地域社会の担い手の育成

- ・ 市民活動団体等と協力し、地域社会の担い手の育成を図ります。

協働に関する意識の醸成

- ・ 啓発活動を通じて、協働に関する意識の醸成を図ります。

協働の活動基本方針イメージ図



用語の定義

この基本指針で使用する用語の定義は、次のとおりとします。

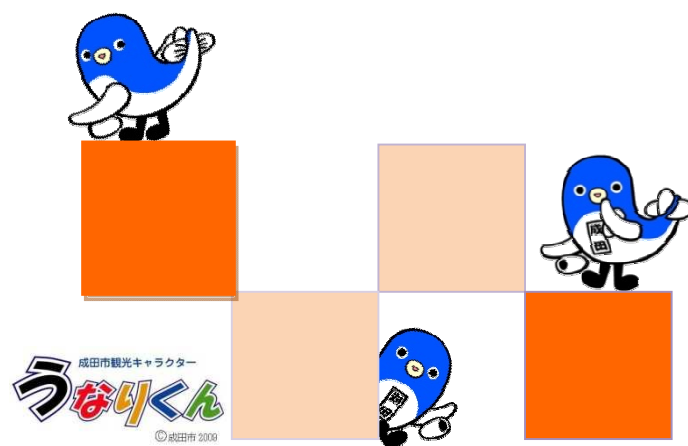
公益的活動・・・営利を目的としない自主的な社会貢献活動（ただし、宗教政治に関する活動を主目的とするもの及び選挙に関する活動を目的とするものを除く。）

地縁組織・・・区、自治会、町内会等の区域に住所を有することを構成員の要件としている公益的活動を主たる目的とする団体

NPO法人等・・・NPO法人、ボランティア団体等の公益的活動を主たる目的とする団体

市民活動団体・・・地縁組織、NPO法人等の団体

市民活動団体等・・・市民活動団体に加え、企業、学校法人等、協働を進めるに当たり主体となり得る団体



成田市協働推進の基本指針

発 行 者 成田市

編 集 市民生活部市民協働課

〒286-8585 成田市花崎町760

発行年月日 平成26年6月

登録番号 成協 10-010